

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資参入規制	・南アフリカに生産工場を構えるBELL社は、自国産業の保護を理由として、アーティキュレート・ダンプトラック（同社の主力商品）への輸入関税賦課を政府へ申請中。以前から同様の申請が行われ、その都度、国内顧客や主要OEMからの反対を受けて政府は却下してきたが、地場企業優位のルールが認められる懸念が常に存在している。	継続	・地場企業優位のルールを設定されないようにして頂きたい。	
2	日機輸	外資対する高い国産化率	・南アフリカの鉱業憲章では、鉱山会社に対し、「鉱山機材の調達に係る総支出の最低70%は、南アフリカ製品とする」ことを求めている。この南アフリカ製品の基準は、鉱山機材のコストの内、輸入材料を除いた南アフリカ調達品コストが60%以上であることであり、南アフリカ企業を除き輸入製品に頼っている当社を含むOEM各社にとって実質的に不可能。OEM各社はOEMフォーラムを結成し、当局へ反対意見を表明する等制度の見直しを求めている。	継続	・地場企業優位のルールを設定されないようにして頂きたい。	・鉱山憲章(Mining Charter)
3	日機輸	環境車優遇対象の制限	・2023年11月に発出されたElectric Vehicles White Paperにおいて、BEV（電気自動車）、FCEV（燃料電池車）等に対する生産、消費に対する優遇措置が施行予定（26年以降）だが、環境車であるHEV（ハイブリッド車）、PHEV（プラグインハイブリッド車）については対象外となっている。	新規	・HEV（ハイブリッド車）、PHEV（プラグインハイブリッド車）においても、同様の生産、消費に対する優遇の対象となるよう制度変更を望む。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	高輸入関税	・輸入品についてTV25%、AC15%、冷蔵庫25%と高率の関税が課されている（国内組立製品、EU製は一部免除）。更にExcise Duty 物品税も追加で負荷される。一方、洗濯機（1タブ仕様）、ビューティー商品などは無税。明確な基準と高関税是正のロードマップが不透明。	継続	・南ア消費者の生活向上と経済活性化のために、電器製品の関税率の見直しをし、公正な競争ができるレベルの関税率を設定して欲しい。	
2	日鉄連	輸入関税引き上げ	・2015年9月25日、HS7210.41、7210.49、7210.61、7210.70、7210.90、7212.30、7212.40、7225.99 freeから10%に調整関税引き上げ。 ・2015年12月4日、HS73.03、73.05、73.06 free及び10%から15%に調整関税引き上げ。 ・2015年12月18日、HS7213.91、7214.20、7227.90、7228.30、7228.60の調整関税がfreeから10%へ引き上げ。 ・2016年2月12日、半製品、厚板、冷延等に対する調整関税が、freeから10%に引き上げ。 ・2016年6月10日、一部熱延製品に対する調整関税がfreeから10%に引き上げ。 ・2016年6月24日、棒鋼、線材等に対する調整関税がfreeから10%に引き上げ。 ・2021年10月26日、継目無鋼管類（HS7304.19.90、7304.23.90、7304.29.90、7304.39.35）の調整。新たにHSコードを設置し、freeおよび10%から15%に引き上げ。 ・2023年9月29日、一部ステンレス鋼板の一般関税率を5%から10%に引き上げ。 ・2023年12月14日、一部の表面処理鋼板に対する一般関税を0%→10%へ引き上げ。	変更	・関税率の引き下げ。	・DEPARTMENT OF ECONOMIC DEVELOPMENT NOTICE 1007 OF 2015
3	日鉄連	セーフガード措置	・2024年2月26日、南アフリカ国際貿易管理委員会(ITAC)がセーフガード調査を開始する旨、官報公示。	新規	・措置撤廃。	・NOTICE 2333 OF 2024 by DEPARTMENT OF TRADE, INDUSTRY AND COMPETITION
4	日商	日本とのFTA未締結	・南アフリカ/EU間で締結の貿易・開発・協力協定（TDCA：Trade Development and Cooperation Agreement）や南アフリカ関税同盟（SACU）/MERCOSUR間で締結の特恵貿易協定などによる日本を筆頭としたアジア製品の競争力が不利。	継続	・FTAやPTA締結。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
6	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
7	日機輸	鉄道・港湾インフラの未整備	・国営鉄道・港湾運営企業である南アフリカTransnetが自社の労働問題等からオペレーションに支障あり、外国企業の国内運送・輸出、延いては南アフリカ経済成長にも大きな問題を生じている。	新規	・サービスの安定供給。	
4. 為替管理・金融						
1	自動部品	急激な為替変動	・為替変動幅が大きく、為替変動による為替差損のリスクが常にあり、長期的には現地通貨も安くなっている。投資した資金の利回りは低くなり、採算を確保するための課題が数多くある。	継続	・中央銀行による為替水準の管理。	
2	日商	対外借入に対する南アフリカ準備銀行の認可制度	・在南ア日本企業が南ア国外の金融機関から資金の借入を行う場合、南アフリカ準備銀行の認可が必要となる為、契約手続きに時間を要する。	継続	・対外借入に対する南アフリカ準備銀行の認可制度を廃止して頂きたい。	・ Currency and Exchanges Manual for Authorised Dealers Section 1.3(B)(i) ・ JETROホームページ参照 (https://www.jetro.go.jp/world/africa/za/trade_04.html#block4)
3	日商	対外借入に対する借入期間の制約	・在南ア日本企業が南ア国外の金融機関から資金の借入を行う場合、借入期間は最低1ヶ月以上との制約があり、柔軟な資金調達（期間）の妨げとなる。	継続	・対外借入に対する借入期間の規制を廃止して頂きたい。	・ Currency and Exchanges Manual for Authorised Dealers Section 1.3(B)(iv)(a)(aa)
5. 税制						
1	日機輸	二重課税	・二重課税の問題がある。	継続	・二重課税を防止する租税条約の締結について働きかけて頂きたい。	
6. 雇用						
1	自動部品	高い賃金上昇率、人材育成不足	・現地従業員のManagerクラスから上の給与水準が比較的高い上に、能率やスキルレベルの平均も高くないため、高い間接費となっている。現場Workerは、算数等の基礎力が低くなく、病気休暇取得による休みも多い場合があり、生産性、能率も高いとは言えず、賃金も毎年上がり、結果的に直接人件費が毎年上昇している。	継続	・義務教育の拡充。 ・賃金上昇率の管理。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	就労ビザ(ICT)発給回数制限	・就労ビザの内、ICT(Intra-Company-Transfer) ビザの発給遅延問題は2022年をピークに略解消。一方、Critical Skill Visa申請要件の一つであるSAQA認定の取得に要する時間が半年以上を要する。また、ICTビザは生涯1度Max.4年、との発給制限は人事計画に影響。	継続	・ICTビザの生涯取得可能回数制限を撤廃。	
2	日機輸	労働許可証取得手続の遅延・不明瞭	・労働許可証取得手続きに関し、時間が掛かること及び必要な手続きが不明瞭。日系企業・日本大使館も南ア政府に働きかけをしているが抜本的な解決に至っていない。	継続	・手続きの緩和、簡易化。	
3	日機輸	労働許可証更	・駐在員の労働許可証（ICT VISA/4年付与）が更新不可となり、4年以上の	変更	・従来通りICT-VISAの延長を検討頂	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		新の不可	駐在が不可能となっている。 南ア政府は新たにTrusted Employer Scheme (TES) (投資額、現地スタッフの技能向上支援等を得点化するもので、100点中80点の取得が必要)を導入したが、Liaison Officeである当支店は必要とされる得点は不可能となっている。		きたい。	
4	日機輸	雇用手続きの煩雑	・南アフリカの永住権を持たない外国人職員を雇用する場合、非常に手間のかかるプロセス(新聞に採用広告を出し、何人も面接する)を踏んだ上で、その外国人職員でないといけなことを証明ができた結果、雇用→ビザ申請に進むというプロセスが必要。	継続	・手続きの緩和、簡易化。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	安全規格認証取得の困難・煩雑・遅延	・輸入通関には安全規格認証(LOA: Letter Of Authority)の提示義務はないが、流通・販売には、LOAと南アフリカ独立通信庁(ICASA: Independent Communications Authority of South Africa)の無線規制の取得が必須。 LOAを取得するために①CB Report、②EMC準拠、③Energy Efficient Reportの提出が必要。 また一部商品では南アフリカ専用プラグ仕様が求められる。 【支障となっている課題】 ①以前は3ヶ月であった認証取得期間が、現在は6か月以上を要し、商品切替サイクルが通常1年である当業界において、タイムリーな新製品導入ができない。 但し、認証取得期間は輸入者と南アフリカ認証(NRCS: National Regulator for Compulsory Specifications)との関係によって異なり、3か月以内にLOAが発行されたケースもある。 ②一方ローカル生産品に対しては1~2ヶ月程度で認可される。 ③当局によるLOA申請書類確認にすら時間が掛かっている。時に必要書類提出後、2~3ヶ月経って追加書類、訂正等を求められ、再提出後更に、認証取得待機で6か月掛かることもある。	継続	・当局NRCSにおける承認期間短縮化(ローカル生産品と同じ1~2ヶ月)、即時提出書類確認を要望する。 ・また②Energy Efficiency Reportのような新規導入時には、同時にそれに対応できる人員を増員するなど、適切に対応して欲しい。	
2	日機輸	省エネ規制におけるIEC評価レポートの不受理	・2015年5月よりEnergy Efficiency規制発行。安全規格認証取得の際にEnergy Efficiency Report提出が義務化。 課題として、南アフリカ規格はIEC欧州規格に準拠/連動しており、規制上にも両規格ナンバー関連性/対比がなされているにも関わらず、認証評価者によりIEC規格ナンバーに基づくレポート提出を拒否される。	継続	・評価担当者による評価基準のばらつきを是正すると共に、規制で認可されているIEC評価レポートの受付を徹底して欲しい。	
3	日機輸	不合理なEMC規制	・EMC規制について、以下の問題がある。 -2017年4月24日に南アフリカ共和国標準局(SABS: South African Bureau of Standards)のwebページにて予告なく、かつ施行日・強制日が6月1日で要求された。 -適用までの猶予期間も適切に設定されないまま施行された。 -認証取得のためには当局が認定する試験所が発行する試験レポートが要求される。 -認定試験所が不十分なまま施行され、試験が実施できない、あるいは非常に長期間を必要とする。 -発行されるCoCの有効期間は1年であり、毎年の更新が要求される。 2022年11月2日、SABSはILAC認定試験所の利用受入れを通知するメディアリリースを発行した。CoC発行までの日数に差はあるものILAC認定試験所発行のレポートも利用可能となった。 EMC CoCの発行までの所要期間は、 -SABS認定試験所(SABS A-Lab)の試験報告書を使用して申請する場合は30日以内に発行が可能。 -ILAC試験所の試験報告書を使用して申請する場合は手続き完了まで90日。	継続	・規則の見直し、および施行の延期。 ・適切な移行期間の設定。 ・当局認定試験所外の第三者試験所発行のレポートの受け入れ。 ・CoC有効期間の排除。	・Modification of the South African Bureau of Standards Program on Issuance of Certificates of Compliance Related to Electromagnetic Compatibility for Manufacturers.
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	二国間クレジット制度の	・日系企業によるアフリカでの再エネIPP参入において、価格競争力が問題となるケースが多い。二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting	継続	・ケニア、エチオピア、セネガル、チュニジアと締結国が増えたことに歡	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		未締結	Mechanism) が締結されることで、EPC価格の低減を図ることができ、価格競争力を高める期待を持っている。		迎。 アフリカ各国(二国間協議中のベナン含め) と、JCM締結を進めて頂きたい。	
2	日機輸	締約国のストックホルム条約審議途上での独自規制の前倒し	・シンガポールやスイスなどのストックホルム条約批准国が、COPで廃絶勧告され国連事務総長がレターを発行する前段階のPOPRC最終段階において、突如、早期に前倒しで規制を行う場合が散見される。	新規	・少なくとも条約批准国は条約の審議の流れに則った規制スケジュールを順守頂くように要望いただきたい。産業界は条約の審議状況に応じて、サプライチェーンへの連絡や製品への含有規制をコントロールしているため、逸脱した動きに困惑また、対応に苦慮している。都度、当局へ意見書を送付しているが、認められる場合とそうでない場合があり、個別対応を強いられるなど、過剰な対応を迫られることとなる。	・ストックホルム条約
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	自動部品	B-BBEE制度達成の困難	・ブラック・エコノミック・エンパワメント (B-BBEE : Broad-Based Black Economic Empowerment) 制度は、外国企業にとって達成困難な項目がある。	継続	・B-BBEE制度のうち、外国企業に対する「所有権」要素の評価の見直し。	・ブラック・エコノミック・エンパワメント(B-BBEE : Broad-Based Black Economic Empowerment)
99. その他						
1	日機輸	不明確な電力計画・インフラの未整備	・電力の安定供給は必要不可欠。製造業はさることながら、職員の基礎生活の環境としても電力供給が無いと、安定した生活を送ることができない。	継続	・電力の安定供給。	
2	日機輸	頻繁な計画停電及び水供給問題	・電力不足が深刻化しており、首都中心部でも半日近く(最も長い時期で15時間/日)の計画停電が実施されている。経済活動のみならず、一般生活にも影響を及ぼしている。水供給についても、断水が発生し始めている。駐在員は水の買い置き等不慣れた生活を強いられている。	変更	・日本政府として、ODAでインフラ整備支援を行うなど積極的な対応が必要。	
3	自動部品	治水対策の不足	・過去、大洪水による操業停止あり。	継続	・恒久的な治水対策の実施。	
4	自動部品	資材物価・賃料の上昇	・各種の資材は選択肢が少ないうえに、リードタイムが長く、価格の水準も高い。また、物資や賃料等のサービスは毎年値上がり (Inflation) するため、コスト負担の増加が顕著である。	継続	・金融政策の活用によるインフレ率のコントロール。	
5	自動部品	低成長続く南アフリカ経済	・南アフリカ経済は低成長(長年に渡る低いGDP)であるため、弊社の売上の伸びも期待薄である。	継続	・確実な経済成長。 ・投資に対する魅力ある優遇策(Incentive)。 ・ポストAPDP(自動車生産開発プログラム)に向けた検討。	
6	日機輸	治安問題	・強盗、カージャックの被害が増加している印象。偽警察による犯罪も発生しており、駐在員は不安な生活を送っている。	新規		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。